

甲府市ホームページ広告表現ガイドライン

1 目的

甲府市ホームページにバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、甲府市広告掲載要綱、甲府市広告掲載基準及び甲府市ホームページ広告掲載要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の事項に留意しなければならない。

2 禁止表現

次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意志に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) その他、ユーザーの意志に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 色調

広告は、文字色と背景色のコントラストを十分にとる。また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

4 解像度

広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

5 市 WEB ページとの区別

ユーザーを混乱させないため、市ページやコンテンツと明確に区別すること。

- (1) バナーやテキストには、必ず広告主の会社名を表示する。
- (2) ユーザーが市の事業であると錯覚しやすい表現は使用しない。
- (3) 市ページと類似する色調及び字体、イメージなどは使用しない。